

令和2年3月1日

総務部

コロナウイルス感染拡大防止に関するお願い

たいへん残念な事ですが大阪府内で2例目の発症があり、由々しき事態となりました。

当社では、福祉施設へのマスクの配給について、市場とは別ルートでの確保をすべく、市役所ならびに厚生労働省に対する嘆願を、現在おこなっているところです。

この困難な時期を、私たち全員で乗り越えていくために、以下の事にご留意ください。

記

- ・出勤したら、手洗い・うがいをしましょう。
- ・公共交通機関を使用して出勤した人は、外衣はアルコール噴霧し、中表にかける。もしくは、ビニール袋に入れて密封する。
- ・公共交通機関を利用されている方にはアルコール噴霧器と手袋をお渡ししていますので、出勤時には必要に応じて使用してください。(不足すれば、管理者に申し出てください)
- ・互いのために、事務所内でもマスクを着用しましょう。
(購入できなかった人は、管理者に申し出てください)
- ・訪問先でもマスクは着用したままにしましょう。

- ・利用者の体調を伺い、発熱などあれば電話での聞き取りにさせていただきます。
- ・利用者と接近しすぎることなく、窓を開けるなど 換気を行きましょう。
- ・手集金はできるだけ中止し、口座振替にしましょう。
- ・お金を扱う際は、お金や手指をアルコールで消毒しましょう。(日常生活でも注意)

(アルコールが確保できない人は、管理者に申し出てください)
- ・出勤前に体温を測定し、37.0 以上の発熱や咳やのどの痛みや倦怠感・下痢などがあれば、

上長に相談して出勤の可否を決定してください。
- ・同居の家族に同様の症状がある場合も、出勤前に、上長に相談してください。
- ・事務所及び施設は定期的に換気しましょう。(1 時間毎に 2～5 分換気)
- ・事務所や施設の拭き掃除は、次亜塩素酸ナトリウムを薄めた液で行います。
- ・加湿を行い、定期的にクレベリン加湿や次亜塩素酸ナトリウム加湿を行ってください。
- ・事務室にはクレベリンの設置を行っています。設置期限に注意しましょう。
- ・自宅における日常生活が大切です。健康管理に注意しましょう。
- ・不要不急の外出は控え、人が集まる場所には行かないようにしましょう。
- ・特に不特定多数の人が集まるイベントや室内での集会参加は自粛しましょう。
- ・必要最低限の会議に絞って参加するようにしましょう。

以上